

中仙道蕨宿苗木市・藤まつり
蕨市役所敷地内キッチンカー飲食物販売募集要項

1 趣旨

中仙道蕨宿苗木市・藤まつり運営委員会（以下「運営委員会」）では、苗木市・藤まつり開催に合わせ蕨市役所敷地内でキッチンカーによる飲食物販売を行うことにより、蕨市役所庁舎周辺におけるにぎわいの創出を目的に、本年度試験的に行う。

2 キッチンカー飲食物販売の概要

(1) 出店期間

令和8年4月29日（水・昭和の日）

(2) 出店時間

午前9時30分から午後5時まで

(3) 募集台数

5台以内

(4) 出店場所

蕨市役所（蕨市中央5丁目14番15号）の一部スペース（別図参照）

(5) 出店スペース

キッチンカー1台及び簡易食事スペースとして、キッチンカーの駐車場所を含んで3m×5m以内とする。

(6) 出店料

10,000円 ※電気使用込 なお、使用電力は最大1600Wまでとする。

(7) その他

災害発生時や実行委員会の都合等により、出店の中止、または出店場所の変更に応じること。

3 申込資格

申込をすることができる事業者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

(1) 埼玉県の定める移動販売車の営業許可がある者。

※さいたま市、川越市、越谷市、川口市の営業許可は不可

（令和3年6月1日以降に埼玉県内いずれかの自治体で許可を受けた事業者については可とする）

(2) 食品衛生責任者の資格を有する者が1名以上いること。

(3) 生産物賠償責任保険（PL保険）またはこれに準ずる保険に加入している者。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者が経営また

は運営に関与していないこと。

4 手続きについて

(1) 申込方法

以下のアからケまでの書面を窓口、郵送またはメールにて実行委員会へ提出すること。なお、出店までに提出書類の内容に変更が生じた場合は変更した書類を再度提出すること。

ア 申込書

イ 誓約書

ウ 営業許可証の写し

エ 食品衛生責任者またはそれに代わる資格証明書の写し

オ 生産賠償責任保険（PL保険）等の証明書の写し

カ 車検証（キッチンカー）の写し

キ キッチンカーの開店状態がわかる写真

※写真画像に、開店時の最大幅・最大長・最大高を記入すること。

※ナンバープレートが確認できる写真とすること。

ク キッチンカーの内装図

ケ その他実行委員会が必要と認めた書類

※4月29日が、各種証明書等の有効期限内であることを確認すること。申込時点で、4月29日が各種証明書の有効期限内でない場合は、更新中もしくは、申込中であることが分かるものを添付して申請すること。有効期限内の各種証明書を取得した後、速やかに写しを添付すること。

(2) 募集期間

令和8年3月11日（水）から令和8年3月31日（火）まで

(3) 提出先

ア 窓口、郵送

〒335-0004 蕨市中央1丁目8番5号

中仙道蕨宿苗木市・藤まつり運営委員会事務局（蕨市観光協会内）

イ メール

蕨市観光協会 kankou2@warabi.ne.jp

(4) その他

ア 提出された書類の返却には応じない。

イ 申込に要する一切の費用は、申込者の負担とする。

ウ 必要に応じて、追加書類等の提出を求める場合がある。

5 出店許可の決定

- (1) 出店許可については蕨市内の事業者を優先とし、そのほか実行委員会で行う選考により、決定する。
- (2) 出店許可の決定は、申請書に記載されたメールアドレスあてに通知を送付する。

6 出店説明会の開催

- (1) 出店決定事業者を対象に説明会を開催する。
- (2) 日程：令和8年4月14日（火） 午後7時～ 場所：蕨市観光協会事務所

7 販売の条件について

- (1) 販売する商品は、持ち帰ることが可能な容器で提供すること。
- (2) アルコール類、その他実行委員会が適切でないとするものの販売及び持ち込みは不可。
- (3) 発電機（蓄電池型を除く）の使用は不可。
- (4) 飲食物の空容器を回収するゴミ箱等の用意及び処分は事業者の責任で対応すること。
- (5) 販売に関する問い合わせ及び苦情等については、事業者の責任で対応すること。

8 衛生管理について

- (1) 販売スペースは使用の前後に事業者が協力しあって清掃及び消毒を行うこと。なお、清掃及び消毒に係る清掃用具は、事業者で用意すること。
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可の申請その他法令で定める官公署への申請、届出については、全て事業者の負担で行うこと。
- (3) 事業者は、清潔維持及び衛生管理に特に注意すること。食中毒等が発生した場合は、食品衛生法等に基づく対応をするとともに、速やかに実行委員会へ報告し、事業者の責任のもと、誠意をもって対処すること。

9 遵守事項

- (1) 来庁者、苗木市参加者への影響がないよう注意し、安全対策を講じること。
- (2) 販売した飲食物の空容器は、必ず回収してから撤収すること。また、臭気が充満しないように、ゴミ箱にふたをするなどの対策を講じること。
- (3) 賠償責任保険等に加入し、出店に伴い生じた施設や第三者に対する損害、事故や苦情については、出店者が一切の責任を負うこと。
- (4) 火気を使用する場合は、事業者で消火器を用意し設置すること。
- (5) 出店場所は、禁煙とする。
- (6) 政治的又は宗教的な勧誘活動及び宣伝活動を行わないこと。
- (7) 事業者は、急に出店を辞退する場合は、速やかに実行委員会まで連絡すること。

1 0 その他

本募集要項に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、決定することとする。

1 1 問い合わせ

〒335-0004 蕨市中央1-8-5

中仙道蕨宿苗木市・藤まつり運営委員会事務局（蕨市観光協会内）

電 話 048-434-5601 FAX 048-434-5601

メール Kankou2@warabi.ne.jp

中仙道蕨宿苗木市・藤まつり
蕨市役所敷地内キッチンカー飲食物販売出店申込書

令和8年3月 日

中仙道蕨宿苗木市・藤まつり運営委員会あて

住所・法人の所在地 _____

事業所名/屋号 _____

申込者 代表者住所 _____

代表者氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

中仙道蕨宿苗木市・藤まつり運営委員会が募集する「蕨市役所敷地内でキッチンカーによる飲食物販売」について、関係書類を添えて以下のとおり申込します。

記

| | | |
|------------------------------------|----|--|
| 店舗の名称 | | |
| 担当者 | 氏名 | |
| | 電話 | |
| ホームページのURLやSNSのアカウント | | |
| 使用する火気の種類 (○をつけてください) | | 電気 ガス 灯油 重油 木炭 その他 () |
| 庁舎電源(コンセント)の使用希望の有無 (○をつけてください) | | 有 ・ 無 ※1600ワットまで。数に限りがあるため、利用状況等により、希望しても使用できない場合があります。 |
| 販売予定の商品と価格 | | ※メニュー表やチラシの提出でも可 |

中仙道蕨宿苗木市・藤まつり運営委員会 あて

誓 約 書

中仙道蕨宿苗木市・藤まつり運営委員会が実施する「中仙道蕨宿苗木市・藤まつり運営委員会・蕨市役所敷地内キッチンカー飲食物販売」の申込にあたり、下記事項について誓約します。

| チェック | 誓約事項 |
|------|--|
| | 1. 商品を販売するにあたり、関係法令を遵守します。 |
| | 2. 当事業において発生した事故等について、実行委員会に一切の請求をしません。 (実行委員会の責めに帰すべき場合は除く。) |
| | 3. 暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）でない。 また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していない。 |
| | 4. 出店許可条件については、「中仙道蕨宿苗木市・藤まつり運営委員会が実施する「中仙道蕨宿苗木市・藤まつり運営委員会・蕨市役所敷地内キッチンカー飲食物販売募集要項」に記載された各種事項について厳守します。 |

令和8年3月 日

所在地 _____

事業所名/屋号 _____

代表者職名 _____

代表者氏名 _____ 印

出店場所（予定）

別 図



出店する場合は、右写真内矢印
に沿ってなるべく慎重にご入
場ください。

